

令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

令和7年度は、ホームページを完全リニューアルしたことで、ホームページの閲覧件数が大幅に増加したことなどから、当センターの知名度がアップされたものとする。また、名称のみならず、センターの存在価値や活動内容についても周知が図られた。

	項 目	推 進 結 果
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	・ ホームページの閲覧システムについて、スマートフォン用画面の閲覧を可能にしたほか、各項目を検索しやすくするなど、その内容についても完全リニューアルした結果、閲覧件数がリニューアル前の約10倍となった。 ・ 当センター令和6年度中の活動内容を中心に大阪府内の暴力団情勢等を掲載した広報誌「暴追画報2025年度版」を製作し、各種研修会において配布するなど企業や行政機関の暴力団排除意識の向上を図った。 ・ 「スクラム組んで社会正義の実現を！」との暴力団追放宣言をポスターとして1,500枚作成し、不当要求防止責任者講習時に受講者に配布したり、賛助会員企業に対する情報交換の際に配布した。 ・ 「暴力団追放宣言」と題した8センチ×20センチのステッカー(5,000枚)や15センチの小型尺(1,500本)、スマートフォン用卓上ワイヤレス充電器(1,000個)など広報グッズを製作し、暴力団追放府民大会や暴追セミナーなど参加者に無料配布し広報啓発活動を実施した。 ・ 令和6年度に作成したDVD「不当要求対策(カスタマーハラスメント編)」に関し、全国の暴追センターから高評価を受けたことで、複数の暴追センターから「同DVDを賛助会員に紹介したい」などとの理由で、多くの購入依頼があったことから、当初700本を制作したが、さらに700本を追加制作し、不当要求対策を広く周知することができた。 ・ 暴力団情勢や大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会所属の弁護士によるコラム、更には大阪府警から提供を受けたサイバーセキュリティ対策に関する情報についても配信するなど、合計45件の情報を配信した。 ・ 北大阪急行の車内や近鉄電車の車内に広報用ポスターを制作し、暴力団排除に関する広報を行った。
2	暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	・ 大手建設会社や賛助会員企業からの依頼を受け、暴力団対策研修会等に参加し、暴排啓発DVDを活用したり、センター職員の経験に基づいた事例を紹介するなど、各企業の反社会的勢

		力対策活動を支援した。 ・ 金融機関警察連絡協議会や電気・ガス・水道など所謂ライフラインにおける不当要求対策に関する公共料金暴力団対策協議会等へ参加し情報共有を図った。 ・ 日本弁護士連合会等が開催する「民事介入暴力対策」北海道大会や秋田大会に参加すると共に、近畿弁護士連合会が主催する「行政対象暴力対策」を題材にした夏期研修会にも参加した。 ・ 大阪府下の自治体が主催する行政対象暴力対策の協議会にも参加し、当センターの活動内容を説明するとともに、大阪府警察や大阪弁護士会などと連携して、行政対象暴力事犯発生時には、刑事・民事ともに解決に向け協力することを確認した。 ・ 令和7年4月16日～18日の3日間、一般財団法人大阪国際経済振興センター及び防犯防災総合実行委員会等主催の「防犯防災総合展2025」に大阪府危機管理室が防犯コーナーを設けたことから、当センターと連携し、暴力団追放の啓発ポスターの掲示したり、暴排ステッカーや啓発グッズを無料で配布した。
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	・ 令和7年度における暴力相談受理件数は、1,715件で、令和6年度より33件増加した。相談内容については、契約等の相手方の属性に関する相談が最も多かったが、刑罰法令に関するものも60件、暴力団からの離脱や勧誘に関するものも27件を受理した。いずれも、解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。 ・ 暴力団関係者から恐喝などの被害を受けた者からの相談に関しては、相談内容を「暴力相談受理簿」に記載し、相談者の承諾を得て管轄警察署に連絡するなど、相談者が少しでも気安く警察署に届け出ることができるよう手配した。 ・ 元暴力団員から金融機関の口座開設に関する相談や暴力団組織の離脱に関する相談など、暴力団関係者からの相談に対しても大阪府警察との連携し、真摯に対応した。 ・ 民事的な相談については、必要に応じて民暴委員会弁護士を紹介するなど、同委員会との連携を図り、相談者の立場に寄り添って対応した。
4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	・ 令和7年12月19日に大阪ミナミの道頓堀グリコサイン下で開催された大阪府警本部少年課主催の「冬季非行防止啓発イベント」に参加した。イベントでは、闇バイトや暴力団などの若年層への組織的な勧誘に警戒することなど訴えるとともに、当センターと大阪府警、及びシンセカイヒーロー（少女5人組のキャンペンガール）の三者協同デザインによる「使い捨てカイロ」を制作し、啓発パトロールの際に街頭市民に無料配布した。 ・ 大阪府警生活安全部が主催する「非行少年を生まない社会づ

		くりに向けた研修会」に参加し、大阪府下に店舗を構えるカラオケ店や深夜喫茶、ネットカフェなどの従業員に対して、暴走センターの立場から非行少年対策について講演を行い、非行防止の重要性を訴えた。 一般社団法人大阪少年補導協会、大阪青少年環境問題協議会等と協同し、青少年に対する防犯対策を目的とした広報グッズを作成し、少年に暴力団を正しく理解させ、暴力団への加入阻止を訴えた。
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	- 令和8年1月23日、大阪府立男女共同参画・青少年センター（通称：ドーンセンター）において、当センターの専務理事が会長を務める「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を開催した。大阪刑務所矯正処遇官のほか、大阪労働局や大阪商工労働部人材育成課長など就労に関する機関の代表者とアドバイザーとして大阪府警から暴排担当の警察官（社会復帰アドバイザーを含む）も出席して意見交換を行った。 - 令和7年度は、元暴力団員からの口座開設関係の相談を7件受理し、就労支援関係の相談を6件受理したが、いずれも相談のみで目的を達成することはできなかった。 - 大阪刑務所で服役中の暴力団受刑者に対し、教育部教育専門の刑務官や主任矯正処遇官と情報の共有を図り、暴力団から離脱を進めるための教育を実施した。本年度は社会復帰アドバイザーとともに、対象者6名に合計12時間の教育を行った。
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	- 事務所付近の住民等に成り代わって当センター名で事務所の使用差止に関する訴訟を提起できる「適格都道府県センター制度」については、知名度が低く、各種研修会や講演時には、当該制度の周知を図った。 - 指定暴力団絆會は、大阪ミナミにあった本部事務所を住民の訴えにより事務所使用禁止の仮処分が執行されたことで売却するに至ったが、その後事務所を大阪府寝屋川市内に移したことから、付近住民から不安の声が上がり、再び「適格都道府県センター制度」を適用することとなった。令和8年11月6日に裁判所に使用禁止の仮処分申請を申し立て、同年12月6日に使用禁止の仮処分が決定し、同月25日に仮処分が執行された。
7	暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施	- 不当要求防止責任者に対する講習については、実施回数20回（オンライン講習10回、会場講習10回）、受講予定者数3,520人（オンライン講習2,820人、会場講習700人）の実施計画であったが、結果は実施回数は予定どおりであったものの、受講者数はオンライン講習2,020人、会場講習は650人で計画の約76%の達成率にとどまった。 - 不当要求防止責任者講習は、大阪弁護士会民望委員会から弁護士を講師として招き、不当要求対策や民事対応による反社会的勢力対策などについて講話を交えたり、当センターの職員が

		パワーポイントを利用しながら、不当要求の対応策などについて分かりやすい内容のものにした。 ・ 企業から反社会的勢力対策に関する勉強会や研修会に講師の派遣要請があった場合には、できる限りその要請には応じ、不当要求の対応要領などについてアドバイスし、暴力団等からの被害の防止を図った。 ・ 行政機関が開催する「行政対象暴力協議会」等には積極的に参加し、行政機関の職員に行政対象暴力とはどういうものか、また、暴力を受けた場合の対処方法について、行政対象暴力対策に関する DVD などを活用し講話した。
8	不当要求情報管理機関に対する業務の援助	・ 不当要求情報管理機関である（公財）競馬保安協会関西支部、（公財）モーターボート競争保安協会、日本証券業協会大阪地区協会、預金保険機構大阪業務部が一堂に会し、令和7年12月2日、ホテルプリムローズ大阪において情報交換会を実施した。情報交換では、各団体がどのような方法で反社会的勢力を排除しているか、また排除の仕組みなど活発な意見交換が成された ・ また、同機関には、全国暴力追放運動推進センターが制作した「暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状～」と題する情報誌や当センターの活動状況等を掲載した「暴追画報2025」などを提供することで同機関の業務を援助した。
9	暴力団員からの被害者に対する支援	・ 当センターでは、大阪府下において、暴力団や暴力団員から犯罪被害にあった被害者に対して、一定の条件のもとで被害の程度に応じて給付金を支給する「暴力団犯罪被害者等給付金規程」を設けているが、令和7年度には適用はなかった。 ・ 暴力団関連事件の発生を認知すれば、その被害の状況等について、大阪府警察本部暴力団排除対策の担当窓口と連携を図り、給付対象者の有無等を確認した。
10	少年指導委員等に対する研修の実施	・ 少年指導委員については、研修会を通じて、特に中学生や高校生に接する際には、暴力団を正しく理解してもらい、一旦暴力団に加入すると簡単には脱退できず、脱退したとしても5年間は暴力団関係者として金融機関の口座をも開設できないことなど、暴力団と関係を持つことが自己の人生を大きく左右することを教示してもらうよう依頼した。 ・ 少年指導委員に対しては、最近の暴力団を含む反社会的勢力の情勢について、広報資料などを配布の上、情報を提供した。
11	その他の必要な事業	【第34回暴力団追放府民大会】の開催 第34回暴力団追放府民大会を令和7年11月6日午後1時20分から大阪国際交流センター大ホールで開催した。令和6年度に暴力団排除活動に功績があった方々に対して、表彰状や感謝状を贈呈した。本大会は「暴力団の存在しない安全で安心して暮らせる大阪のまち」を実現するために、広く府民に暴力団排除意識

の浸透を図ることを目的として、平成4年より開催しており、令和7年度は34回目の開催となった。同大会には、約700人の府民が参加し、第1部では、暴力団排除対策に貢献された個人4名と団体4団体に表彰状を、当センターの活動に特に支援していただいた1団体に感謝状を授与した。第2部では、福岡県弁護士会所属の上田敏晴弁護士に「北九州市における暴力団対策の過去、現在そして未来」と題してのご講演をいただき大変盛況であった。

【第28回暴力追放セミナー】の開催

第28回暴力追放セミナーを令和8年2月3日午後1時50分から、大阪府立男女共同参画・青少年センター（通称：ドーンセンター）において開催した。このセミナーは、当センターの賛助会員を対象に毎年度開催しているもので、今回第1部は大阪地方検察庁刑事部副部長の山口智子検事から「組織犯罪の現状と対策」、第2部は大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長の荻野数馬弁護士から「不当要求対策～民事的な観点から～」と題してそれぞれ講演をいただいた。参加者からは、経験に基づいた講演で非常に勉強になったとの声が寄せられた。

【民事介入暴力無料特別相談所】の開設

当センターと大阪府警、大阪弁護士会（民暴委員会）との合同で、2回に亘り「民事介入暴力無料特別相談所」を開設した。第1回目は、令和7年5月26日に大阪弁護士会館で開設し、11件の相談を受理した。第2回目は、令和7年11月28日に大阪府立男女共同参画・青少年センター（通称：ドーンセンター）で開設し、6件の相談を受理していずれも解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。

【講演録の製作】

第34回暴力団追放府民大会及び第28回暴力追放セミナーでの講演内容については、「講演録」冊子を製作し、賛助会員及び関係各所に配布した。